

ご利用料金

(1) 居住に要する費用（20年間分）

※退居時は、国県指定の算定方式で入居年数に応じて返還があります。

※居住年数が20年を超える場合は、再契約を行い、居住に要する費用の新たな支払方法を
取り決めます。

・支払方式

【一括方式】…① 500万円

【分割方式】…②一時金250万円の場合、月々の利用料に 12,200円加算

…③一時金100万円の場合、月々の利用料に 19,600円加算

…④一時金なしの場合、月々の利用料に 24,000円加算

※④の場合は、入居時に保証金 15万円必要

(2) 生活費 月額 46,940円

※11月～3月期の間、冬期加算として 2,160円が別途加算されます

※生活費には食費日額930円が含まれています

(3) サービス提供に要する費用（令和6年4月1日より適用）

ご本人様の収入の年額 (年金、恩給、給与、不動産所得等の収入) (前年1月1日～12月31日までの期間が適用)		サービス提供に要する費用（円）
1	1,500,000以下	10,100
2	1,500,001～1,600,000	13,100
3	1,600,001～1,700,000	16,200
4	1,700,001～1,800,000	19,300
5	1,800,001～1,900,000	22,300
6	1,900,001～2,000,000	25,400
7	2,000,001～2,100,000	30,500
8	2,100,001～2,200,000	35,600
9	2,200,001～2,300,000	40,600
10	2,300,001～2,400,000	45,800
11	2,400,001～2,500,000	50,900
12	2,500,001～2,600,000	58,000
13	2,600,001以上	60,400+a

※サービス提供に要する費用の徴収額を超えている場合、徴収額が処遇改善加算分増額します。

a = 明石市軽費老人ホーム利用料等取扱基準に定める処遇改善加算

※サービス提供に要する費用の算定は、入居後と毎年行います。

※サービス提供に要する費用の改定は、所轄自治体で決定されます。

※必要経費は、以下の(1)～(3)となります。

(1) 租税（所得税、住民税など）

(2) 社会保険料（介護保険料、国民健康保険料など）

(3) 介護サービス利用料や医療費など

(4) その他

電話代、電気代、水道代、行事参加費やレク材料費など任意負担分にかかる実費をご請求します。